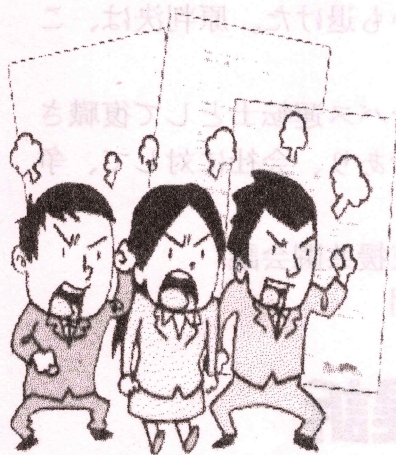


建交労・京王新労組支援共闘ニュース

東京都江東区門前仲町1-20-3 TEL 03-3820-8644 2019年10月29日

東京高裁が継続雇用で

生活保護以下容認！上告して争う！！



継続雇用で生活保護以下の賃金を「多様で柔軟な雇用」として容認した地裁判決を不当だとして争ってきました東京高裁判決が10月24日に言い渡されました。東京地裁判決をなぞるような内容で訴えを棄却しました。

判決言い渡しは数秒で終わり、満席の傍聴席からは「不当判決」「なんだこれは」と思わず声が上がりました。

判決後には用意した会場へ移動して報告集会を行い、酷い内容の判決について弁護団から説明が行われました。ここでも支援者から「許せない判決」「酷い内容」との声が上がり、支援して闘うことの決意がそれぞれの団体から表明されました。

弁護団からの説明の後には原告から傍聴へのお礼と上告して闘う決意が述べられ、控訴人ら所属組合地方本部・京王支援共闘から集会参加へのお礼と闘う決意とこれからの支援の協力をお願いしました。

支援共闘会議・弁護団は直ちに声明発す

京王電鉄らによる違法な雇用延長差別を免罪した不当判決に対する声明

2019年10月24日

本日、東京高等裁判所民事第14部（後藤博裁判長）は、定年後の控訴人ら3名に対する雇用延長差別を容認し、控訴人らのバス運転士としての労働契約上の地位を認めないばかりか、損害賠償請求も認めない判決を下した。労働者の働く権利をないがしろにする不当判決であり、断固として抗議する。

本件は、入社以来30年前後にわたってバス運転士として働いてきた控訴人ら3名について、定年後、希望するバス運転士の仕事を取り上げ、ひたすらバス車両の清掃業務に従事させ、賃金も生活扶助以下の著しい低額で定年前の年収の30%以下とする酷い扱いに対して、控訴人らがバスの運転手（継匠社員）としての地位の確認と損害賠償の支払いを求めて提訴した事件である。

このような控訴人ら3名に対する扱いについて、本日の判決は、「高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図る」ことをかけた高齢者雇用安定法の趣旨に反する不合理な差別であることを看過し、その違法性を否定した。とりわけ、本件において会社は、旧高年法のもとで定年後継続する雇用をバス運転士としていたものを2012年に同法が改正されて希望者全員の雇用が義務づけられるようになると、ひたすらバス車両の清掃業務に従事させる再雇用社員制度を設け、控訴人らに適用したものであるが、このような著しい不合理も容認してしまった。理不尽極まりない判決である。

しかも、本件の雇用延長差別は、京王新労働組合（以下「京王新労」）の現職の執行委員長のほか中心的な活動を担ってきた控訴人ら3名に対する不当労働行為であり、組合としては、労働委員会に救済を申し立てて係争中であるが、控訴人らは、本訴においても不当労働行為による違法行為として争ってきた。京王新労は、2001年に京王電鉄と連合労組が合意した大幅な労働条件変更を伴うバス部門分社化に反対して結成された労働組合であり、会社から様々な組織破壊、差別攻撃を受けている。会社の業務引き継ぎ文書においては組合員に対する差別的な査定を継続するよう指示したり、組合員について「許されるなら中央線の線路に突き落としてください」と記載するなど、会社は徹底して新労を敵視している。しかるに、判決は、本件の雇用延長差別について、不当労働行為と認めず、地位確認はもとより、慰謝料の支払いも退けた。原判決は、この点においても、到底容認できるものでない。

我々は、本判決の見直しを求めて、上告するとともに、控訴人らをバス運転士として復職させ、京王新労に対する不当労働行為をやめさせるためにたたかうものであり、会社に対して、争議を全面解決するよう強く求めるものである。

建交労京王新労働組合支援共闘会議

京王新労差別事件弁護団

中労委不当命令取消を求めて提訴

中央労働委員会が6月に根本的な争いの中心である賃金差別を認めない不当命令を出しました。一方では定年後の再雇用の一形態については不当労働行為を認定してポストノチスを命じています。

会社は一部の不当労働行為認定を嫌がり7月には中労委が出した不当労働行為認定部分を取り消すための訴訟を起こしました。この行政訴訟が10月28日に裁判が始まりました。

これに合わせ組合も賃金差別を認めなかったことの取り消しを求めて10月23日に提訴しています。これで労使双方から中央労働委員会（国）を相手にそれぞれ命令の取り消し訴訟となります。これらの訴訟は併合されて一つの裁判として扱われるかもしれません。

結果的に言えばこれらの訴訟は労使双方が中央労働委員会を相手にしていますが構図的にも実質的にも中央労働委員会での争いが裁判所で中労委を間に挟んで行われるもので組合の根本的な差別の争いとなり重要な闘いとなります。次回12月23日（月）11:30 631号法廷

京王電鉄本社前宣伝！

京王新労組支援共闘会議は9月19日の東京地評争議支援総行動に参加し京王電鉄本社前に於いて宣伝行動に取り組みました。

宣伝は9時より主催者を代表して井澤智東京地評事務局次長（当時）の挨拶から始まり、支援共闘の代表、三多摩労連、争議団のそれぞれから京王電鉄に対して長くなった争議の解決のため公共交通の役割を果たせと訴えていただきました。

当該からは佐々木委員長が解決をしない京王電鉄の姿勢を批判しすべての争議解決のため頑張る決意を述べ、藤山書記長がシュプレヒコールと団結がんばろうを三唱して締めくくりました。

